

# 洪水・内水・高潮、津波における避難確保計画作成の手引

## (国土交通省水管理・国土保全局)

	計画名	概要
①	地下街等に係る避難確保・浸水防止計画作成の手引き(案) (洪水・内水・高潮編) 平成 27 年7月	水防法(昭和 24 年法律第 193 号)に基づき作成する、洪水・内水・高潮時における地下街等の避難確保・浸水防止計画について、記載例と留意事項等を示したものとくに防災体制について、気象情報や河川情報、雨量などの判断基準の記載例が詳細に示されている。 別添として、「浸水防止設備配置図」、計画項目のチェックリストなどが掲載されている。
②	要配慮者利用施設(病院を除く)に係る避難確保計画作成の手引き(案) (洪水・内水・高潮編) 平成 27 年7月	①について「要配慮者利用施設(病院を除く)」を対象とした手引き。
③	医療施設等(病院、診療所、助産所、介護老人保健施設等)に係る避難確保計画作成の手引き(案) (洪水・内水・高潮編)	①について「医療施設等」を対象とした手引き。
④	地下街等に係る避難確保計画(津波編)作成の手引き(案) 平成 26 年1月	津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年 12 月 14 日法律第 123 号)に基づき、津波災害警戒区域内の地下街等の津波発生時における避難確保計画について、記載例と留意事項等を示したものの 計画の前提として、津波到達時間(長短)、津波災害警戒区域内における「活動可能時間」の考え方が示されている。
⑤	要配慮者利用施設(病院を除く)に係る避難確保計画(津波編)作成の手引き(案) 平成 27 年7月	④について「要配慮者利用施設(病院を除く)」を対象とした手引き。
⑥	医療施設等(病院、診療所、助産所、介護老人保健施設等)に係る保何確保計画(津波編)作成の手引き(案)	④について「医療施設等」を対象とした手引き。